

第3期データヘルス計画中間評価について

1 中間評価の方法

(1) 中間評価の趣旨

令和8年度については、第3期データヘルス計画期間の中間年度に位置するため、令和6年度から令和7年度までに実施した事業の評価を行い、当該評価結果に応じて令和9年度から令和11年度までに実施する計画、目標値などの見直しを行う。

(2) 評価の方法

第3期データヘルス計画で策定した各個別保健事業（表1）について、目標の進捗状況を確認し、表2の区分で評価することとする。

表1

1	特定健診受診勧奨事業
2	特定保健指導実施勧奨事業
3	がん検診受診勧奨事業
4	糖尿病性腎症重症化予防事業
5	ジェネリック医薬品利用差額通知事業
6	重複・頻回受診、重複服薬訪問指導事業
7	健康づくり教室開催事業
8	骨折予防事業

表2

◎	達成	目標値を達成しているもの。
○	改善	計画策定時の値から改善しており、順調に進んでいるもの。
●	未達成	計画策定時の値から悪化しており、目標値に向けて遅れているもの。
—	評価困難	基準や指標の変更等に評価が困難であるもの。

(3) 見直しの方法

上記1（2）の評価結果が「(●) 未達成」の場合、事業の見直しを実施することとする。具体的には、表3のとおり「1」又は「2」の方法により見直すこととする。

表3

1	評価指標・目標値を見直すこと
2	方法・体制を見直すこと